

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年11月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：コートジボワール国大アビジャン圏持続的な統合型都市交通システム実現支援プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称： コートジボワール国大アビジャン圏持続的な統合型都市交通システム実現支援プロジェクト

調達管理番号：25a00606

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年11月5日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：コートジボワール国大アビジャン圏持続的な統合型都市交通システム実現支援プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年1月 ～ 2029年4月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年1月 ～ 2027年2月

第2期：2027年3月 ～ 2029年4月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の18%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の18%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2026年10月頃）
- 2) 2027年度（2027年10月頃）
- 3) 2028年度（2028年10月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 11月 11日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 11月 12日 12時まで
3	質問への回答	2025年 11月 17日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 11月 28日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	評価結果の通知日	2025年 12月 9日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「コートジボワール国大アビジャン圏持続的な統合型都市交通システム実現支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a01011）の受注者（佐野総合企画株式会社）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等

契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jnpyGD0zG0>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途

メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・

斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	成果1 第三国研修の狙いとする研修成果、実施国、概略の日程案	第4条 業務の内容 2. (1) ①活動1-3
2	成果1 都市交通ITSの段階的導入計画の策定の方針の提案	第4条 業務の内容 2. (1) ①活動1-5
3	成果2	第4条 業務の内容 2.

	データプラットフォームの開発方針に関する提案	(1) ②活動2-4～2-8
4	成果3 パイロットプロジェクトに関する提案	第4条 業務の内容 2. (1) ③活動3-6

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年4月
- ・ R/D署名：2025年7月25日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

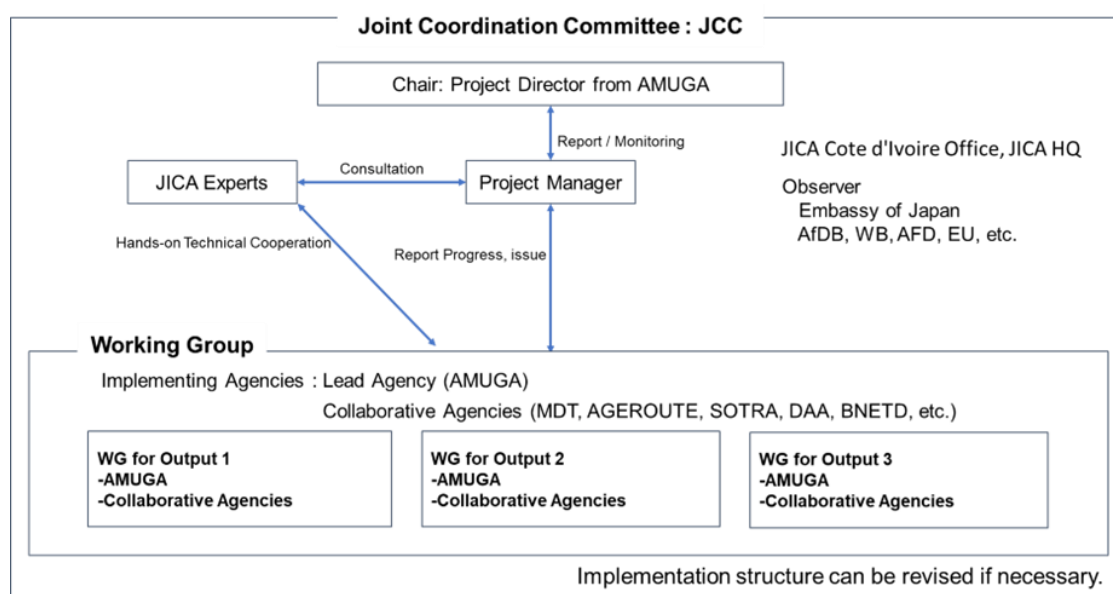
（1）ITSの段階的導入計画策定に当たっての関連計画の確認

アビジャンの都市交通を所掌する都市交通機構（AMUGA）は、2023年3月に国家開発計画2021-2025に基づき、ITSに係る基本計画として位置づけられるSDTMU-GA（Technological Master Plan for Mobility in Greater Abidjan）を策定している。本プロジェクトでは、これらの政策や計画の内容に関して十分理解するとともに、これらの政策や計画の改定や次期計画が策定されている際には、その内容や作業スケジュール等に関して確認する。一方、当該計画では具体的な実施計画や詳細な技術的要件は示されておらず、急速な都市化と人口増加に伴い発生している交通渋滞、交通事故の増加、公共交通サービスの未整備などの課題に対し、ITS技術の活用を通じた包括的な解決策を概念的に示すに留まっている。本プロジェクトは、これらの政策や計画の内容に関して十分理解するとともに、改定や次期計画が策定されている際には、その内容や作業スケジュール等に関して確認する。ITSの段階的導入計画は、SDTMU-GAを踏まえつつ、関係機関で推進しつつあるITSの整備動向も踏まえ、導入すべき設備の基本機能と技術要件、導入時期、ITS設備により得られる情報の統合的な管理の在り方について提言する計画とする。

（2）合同調整委員会（JCC）とワーキンググループ（WG）

本プロジェクトの実施体制として、AMUGAを主要カウンターパートとして、プロジェクトディレクターはAMUGA長官、プロジェクトマネージャーはAMUGA計

画・研究部長がそれぞれ務める。また AMUGA 長官が JCC 議長を兼任する。なお、コートジボワールでは一般に行政機関間の情報共有や調整が円滑に実施されない傾向が見られる。そうした背景もあり、AMUGA は JCC を関係機関との調整の場、また本プロジェクトの進捗状況や課題の確認の場として重要な役割を担うと認識するものの、実際には WG を関係機関との実務的な調整の場として、JCC には議題毎に必要な機関を呼ぶという体制を強く主張している。ITS 機材の整備等にドナー機関の協力は不可欠であり JCC には他ドナーのオブザーバー参加も予定していることや、関係機関との業務・権限の分担に関して AMUGA の意欲を示すのみでは不足する場合に AMUGA をドナー機関が後押していく姿勢を示す等、様々な面で JCC の有用性を理解させ、できる限り多くの関係機関を JCC に招き情報の共有や調整を図っていくよう、JICA および本プロジェクトの専門家は AMUGA に働きかける。



(3) データプラットフォームに対する AMUGA の期待

AMUGA は、都市全域の交通状況を一元的に把握・分析するため、自庁内に「都市交通観測室」を設置しており、SOTRA（バス運営公社：Société des Transports Abidjanais）、Gbaka（乗り合いバス）等の小規模事業者から取得可能なデータを収集・統合し、GIS（Geographic Information System）上での可視化、交通需要予測、交通政策の効果検証等に活用されることを目的としている。また、本観測所は都市交通付けられており、今後 AMUGA の各部局や関係機関と連携しながら、交通情報の一元管理と戦略的活用を推進していくことが期待されている。さらに、大アビジャン圏におけるモビリティ関連データの収集・分析・共有のために、関係機関や事業者が連携する協調的な枠組みとして COMGA（Comité de pilotage du Grand Abidjan）が存在し、AMUGA が中心となって機能してゆく

ことが期待されている。よって、データプラットフォームについては、単にトレーニング用の試作版に止まらず、段階的にモジュールを追加して機能を拡充し実用に供することを AMUGA は強く期待している。

(4) パイロットプロジェクト

本プロジェクトでは、成果3のパイロットプロジェクトの実施を通じて、AMUGAの路上交通・公共交通の管理能力の向上を図る。パイロットプロジェクトの候補としては、「パイロット地区におけるGbaka、Woro-woro（乗り合いタクシー）にGPSGlobal Positioning System(Global Positioning System)を装着し追跡することによる運行把握」、「運輸省の路上カメラを活用しAI技術による路上交通把握」、「AGEROUTE（道路管理庁：Agence de Gestion des Routes）が89交差点に整備するスマート信号システムにより測定される交通データの解析を通じた信号現示や交通施策の改善提案」等が現時点で想定されるが、本プロジェクト開始後に受注者はAMUGAおよびJICAと協議を行いその内容を確定し、パイロットプロジェクトを通じて、AMUGAのデータ解析能力、及び他機関との調整能力の向上に加え、関係機関との間での協力体制の向上を図る。

(5) 関連プロジェクトとの連携

世界銀行とフランス開発庁（AFD）によるPMUA（アビジャン都市モビリティプロジェクト）ではBRT東西線の整備が含まれており、またアフリカ開発銀行（AfDB）によるPTUA（アビジャン都市交通プロジェクト）およびAFDによるMRT(Mass Rapid Transit)南北線の支援等が予定されている。本プロジェクトではこれら他ドナー事業の運行管理システム等を含む内容を把握し他ドナー事業との整合性を担保する。特に本プロジェクトではデータプラットフォームを構築するにあたっては、PTUAによって整備される89か所のスマート信号から得られるデータが重要なインプットデータとして想定している。本プロジェクト開始後、これら事業の進捗を改めて確認し、必要に応じて発注者とも協議しつつ、本プロジェクトの活動の内容、時期について見直しを図る。また、MCLU（建設・住宅・都市計画省）を実施機関とし、WebGISの構築を主な目的とするJICA個別専門家案件「スマートシティアプローチ促進」が2025年9月からの2年間の予定にて大アビジャン圏にて実施中であり、本プロジェクトとの効率的なデータ共有等の相乗効果の可能性も期待される。

(6) 継続的な交通量の計測、解析

本プロジェクトの成果を定着させるため、ITS設備を整備し情報伝送により交通量等のデータを継続的に収集・蓄積する仕組みを構築し、プロジェクト内で作

成するデータプラットフォームを用いて解析し、解析結果の表示をさせることも重要である。これらの手法等をマニュアルに取りまとめるとともに、これらの一連のデータ活用がプロジェクト終了後にもC/Pにおいて主体的に行われるよう働きかける。

(7) ジェンダーへの配慮

本プロジェクトの各種活動や調査等において、ジェンダーへの配慮が行われるよう留意、工夫する。例えば、実施機関AMUGA組織内の女性の比率は約2割と高いことが確認され、先方は女性人員拡充のニーズも示されている。そのため、成果1で立案する「AMUGA組織内の必要人員の拡充計画」においては女性の雇用と職業訓練の機会の増加の促進を図り、AMUGA内の女性職員の雇用割合について具体的な目標数値は3割としてR/Dでは合意している。また、同成果の指標として「ジェンダーバランスも踏まえた組織拡充計画がAMUGAの組織ロードマップに反映されている、または戦略評議会（Strategic Council.）で承認される」を設定している。さらに、女性が利用しやすい都市交通インフラ整備の重要性も確認されている。成果3においては、AMUGAにてデータプラットフォームを構築し交通データを収集する際には、性別の項目についても収集、性差分析をし、コートジボワール国におけるジェンダーも含めた公共交通管理改善のための提言実施する他、R/Dでは各種会議への女性参加率の目標を30%以上として確認している。

(8) 環境社会配慮

JICA「環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリCに分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、カテゴリB以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかにJICAに報告し、C/P側との協議を行う。このような場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、コートジボワール国の関連法規に基づく必要な措置を講じる。

(9) 民間企業の早期巻き込み

都市交通全般や交通データ情報管理等に関するデジタル技術のビジネス化について、本邦企業の関心の把握に努める。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

本プロジェクトの枠組みは下記の通り。

上位目標	大アビジャン圏において、路上交通の効率化及び公共交通の利便性が向上する
プロジェクト目標	交通データの利活用を通じた都市交通管理にかかる AMUGA の能力が向上する
成果	成果 1 : AMUGA による都市交通管理体制の段階的な強化方針が示される 成果 2 : 交通データの利活用にかかる体制が整備される 成果 3 : パイロットプロジェクトの実施を通じて、路上交通・公共交通の管理能力が向上する

以下に活動内容において特に必要と考えられる活動項目については、補足説明を記す。

① 成果 1 に関わる活動

- 活動1-1 : AMUGAにおける組織業務の整理（法制度のレビュー及び改善提案を含む）
- 活動1-2 : 関係機関とのデマケーション明確化
- 活動1-3 : 本邦研修/第三国研修を通じて都市交通規制官庁の業務、組織体制及び先進技術の習得²
- 活動1-4 : AMUGA組織内の必要人員の拡充計画の立案
- 活動1-5 : 既存計画及び実施中プロジェクトを踏まえ、都市交通ITSの段階的導入計画の策定³

活動1-1はAMUGAとは別に公共交通に関する規制当局（内陸運輸規制庁：ARTI）が設置されており、AMUGA職員は自らの組織の位置付けをオーガナイ

² 第三国研修については、研修を通じて都市交通規制・調整機関の業務、組織体制、情報システムを理解し、AMUGAの将来の業務体制の在り方の検討に役立てることを目的として行う。第三国研修の研修先及びその選定理由、目指す研修成果、概略の日程案についてプロポーザルで提案を行うこと（第三国研修は対面にて実施回数は1回とし、10名程度、1週間程度を想定している。会場借上、資料印刷等は不要の想定。具体的な視察候補先としては、コートジボワール国と同じアフリカ仏語圏であるセネガル国のCETUD（ダカール都市交通執行委員会）も想定されている）。

³ ITSの段階的導入計画については、策定方針をプロポーザルにて提案を行うこと。

ザー、コーディネーター等と表現をしている。法令の規定をレビューし、規制当局、運輸省、SOTRA等の運行事業者の役割、責任関係を的確に把握するとともに、所掌や責任が曖昧になっている事項があれば、それらも的確に把握をする。

活動1-2については、AMUGA本来行うべき行政事務が、組織体制が十分でないため、実態的には他の機関が代行しているケースがある。例えば、Gbaka、Woro-woroの許可業務は自治体が代行をしている。また、信号機の管理についてはAGEROUTEとAMUGAのそれぞれ主張する業務範囲については重複が見られる。活動1-2はこれらの所掌業務の境界が曖昧になっている部分において、AMUGAが担当すべき業務範囲の明確化を図るとともに、それら業務を担うために必要な人員、法令上の規定や業務分掌文書の改定について検討を行う。

活動1-3では、本邦研修/第三国研修を通じて都市交通規制・調整機関の業務、組織体制、情報システムを理解し、AMUGAの将来の業務体制の在り方の検討に役立てる。第三国研修先としては、AMUGAと同様な機能を有する組織を視察し、組織の発展、データプラットフォームの仕様、活用方法等を学ぶ機会となるように留意する。実施にあたっては、第三国研修はプロジェクト序盤（1年目）、本邦研修はプロジェクト開始2年目での実施を想定している。

活動1-4では、活動1-1, 1-2, 1-3を踏まえ、現状の業務および将来AMUGAへ移管される業務を適切に担うために必要な組織・人員体制を段階的に整備している計画を立案する。

活動1-5では、活動1-1、1-2、1-3、既存のモビリティやITSに係る基本計画、他機関のITS設備の整備計画を踏まえつつ、AMUGAが整備するあるいは他機関が整備する場合でも取得情報をAMUGAに共有すべきITS設備の導入時期、実装する機能、カバー範囲、規格と相互接続性、共有すべき情報などを明示した段階的なITS導入計画の策定を行う。

② 成果2に関わる活動

- 活動2-1：都市交通観測室の人的・技術的・運用能力の評価を踏まえたタスク、人員配置の提案（1-1と並行して実施）

- 活動2-2：交通データの収集・利用に関する指針の作成（オープンデータの公開を含む）
- 活動2-3：指針に基づく関係機関からのデータの入手（特に公共・民間部門のデータ提供・管理者）
- 活動2-4：データプラットフォームの全体の基本設計（収集・保存・処理・配信）⁴
- 活動2-5：AMUGAが交通データを蓄積・分析するためのデータプラットフォームの開発（ソフトウェア実装を伴う）
- 活動2-6：データプラットフォームの運用マニュアルの整備
- 活動2-7：データプラットフォームの操作・運用・管理にかかるOJT実施
- 活動2-8：データプラットフォームの拡張に関する課題、留意事項（データフォーマット、利用目的を踏まえたデータ更新頻度）について、都市交通ITSの段階的導入計画に対するフィードバック

活動2-1については、配置する人材に必要な要件も明らかにする。

活動2-2については、交通データの収集・活用に関して、どのようなデータを何の目的で、どこからどのように収集し、どのように利活用するのかという基本ルールを指針として整備する。また、交通量データ等の外部共有可能なデータは一般公開（オープンデータ化）し、外部の組織や関係者も活用できる仕組みのためのルール作りを行う。

活動2-3については、大アビジャン圏におけるモビリティ関連データの収集・分析・共有のために、関係機関や事業者が連携する協調的な枠組みとしてCOMGA（Comité de pilotage du Grand Abidjan）が存在し、AMUGAが中心となって機能してゆくことが期待されていることから、この枠組みを中心にデータ入手を図ることを想定する。一方、COMGAがどこまで機能しているかは不透明であり、その実態把握にも留意すべきである。

活動2-4、及び活動2-5については、将来的な機能や容量の拡張を見据えた上で、本プロジェクトにおいては、そのうちの基本的な部分について構築する。このためには、モジュールを追加することで機能の拡張を可能とす

⁴ 活動2-4～活動2-8に係るデータプラットフォームの開発方針については、単にトレーニング用の試作版に止まらず、段階的にモジュールを追加して機能を拡充し実用に供することをAMUGAは強く期待していることをふまえ、プロポーザルで提案を行うこと。

るような柔軟なシステムとするとともに、そのためのオープンソフトウェアを採用するなどの方策が考えられる。なお、本プロジェクトにて作成するモジュール、将来的に追加すべきモジュールについては、AMUGA、JICAと協議しその内容を決定する。データプラットフォームへの入力データとしては、道路ネットワーク、交通量データ、交差点交通量、GTFS（General Transit Feed Specification）データ（路線、ダイヤ、データ）、SOTRA・Gbaka・Woro-woro等の位置情報データ、料金収入・乗降客数データ、グーグルAPIの旅行速度データ、SDUGA2の交通需要データ（発生集中交通量、OD表、機関分担、配分交通量）、Quipux社の車両登録台帳、交通違反・事故記録等を想定する。なお、CDR（Call Detail Record）データの取得も想定している。

活動2-8については、データプラットフォームに関する成果2の一連の活動（特に拡張や実運用等）を通じて得られた課題や教訓をフィードバックとして、都市交通ITSの段階的導入計画に適宜反映する。

③ 成果3に関わる活動

- 活動3-1：データプラットフォームと収集データを活用した分析手法にかか
るOJT実施
- 活動3-2：交通管理、データ収集・処理、公共交通事業者のモニタリングに
関する研修・セミナー実施

☒ 想定規模は以下のとおり。

実施回数	合計2回
対象者	AMUGA及び関係機関
参加者数	約50名/回
研修日数	1日/回
実施形態	対面・オンライン併用

- 活動3-3：データプラットフォームを活用した路上交通・公共交通の現状分
析
- 活動3-4：データを利活用した路上交通・公共交通管理施策の策定方法に関
する研修実施

☒ 想定規模は以下のとおり。

実施回数	合計2回
対象者	AMUGA及び関係機関
参加者数	約50名/回

研修日数	1日/回
実施形態	対面・オンライン併用

- 活動3-5：既存データ、新たなデータ収取の可能性、データ観測設備及び関係機関の協力可能性を踏まえたパイロットプロジェクトの選定、計画の策定
- 活動3-6：パイロットプロジェクトの実施⁵
- 活動3-7：パイロットプロジェクト結果のレビュー
- 活動3-8：上記の活動を踏まえた路上交通・公共交通管理に関する分析手法、システム運用、管理マニュアルの作成
- 活動3-9：AMUGA及び関係機関職員に対するパイロットプロジェクトの教訓、及び管理マニュアルの理解のための講義
- 活動3-10：パイロットプロジェクト結果を踏まえ、路上交通・公共交通管理改善のための提言実施

活動3-1については、成果2にて構築したデータプラットフォームを活用し、実務レベルでのデータ利活用能力を養うOJT（AMUGAを対象）を実施するものである。具体的には収集されたデータを実際にデータプラットフォーム上で統合・加工し、混雑分析や時間帯別分布、路線の需要傾向等を可視化・分析する作業を、AMUGAの技術職員と共に実地で行うことが想定されている。OJTではツール操作（例：Excel、QGIS、PowerBI等）だけでなく、分析目的に応じたデータ抽出・仮説立案・結果解釈の一連のサイクルを実践することで、将来的な交通施策立案に繋げられる応用力の醸成を目指す。

活動3-2は、研修・セミナーの対象としてAMUGAのみならず、関係機関もととして実施する。

活動3-3は、活動3-1を経てAMUGA自らが現状分析を行う。

活動3-4は、活動3-1や活動3-3で培ったデータ利活用のスキルをベースに、実際に得られた分析結果をどのように施策の設計・改善提案に繋げるかを学ぶ研修プログラムを意味する。具体的には、交通流分析結果から「左折専用レーンの導入」や「Gbaka停車位置の移設」などのマイクロレベルの施

⁵ パイロットプロジェクトについては、パイロットプロジェクトの実施を通じて、AMUGAの路上交通・公共交通の管理能力の向上を図ることとしていることをふまえ、プロポーザルで提案を行うこと。

策立案にどう結びつけるか、あるいは公共交通のサービス頻度やルート改変といった中長期的施策への反映方法をケーススタディ形式で学習する。また、研修では、課題設定→仮説立案→必要な追加データ収集→対策メニューの選定→効果推計→施策案の構成といった一連のプロセスを体系化し、AMUGAが他都市圏でも展開可能な「管理施策策定プロセスの標準化」についても視野に入れておく。活動3-4についても、AMUGAのみならず、関係機関も対象とした研修とする。

活動3-6については、第3条2「本業務に係る実施方針及び留意事項」

(4)に記載の通り、パイロットプロジェクトを通じて、AMUGAのデータ解析能力、及び他機関との調整能力の向上に加え、関係機関との間での協力体制の向上を目的としている。

(2) 本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	AMUGA及び関係機関
参加者数	約10名/回（準高級約2名、一般約8名を想定）
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

➤ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/Pのキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	【各期】 契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	【各期】 業務開始から約1ヵ月以内	英語、仏語	電子データ	-
モニタリングシート	業務開始の約2ヶ月後 その 後6ヶ月毎	英語、仏語	電子データ	-
業務完了報告書	第1期契約履行期限末日	日本語	電子データ	-
業務完了報告書 (技術協力作成資料 を含まず)	第2期契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	1部
事業完了報告書 (技術協力作成資料 を含む)	第2期契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	1部

事業完了報告書 (技術協力作成資料を含む)	第2期契約履行期限末日	英語	製本	5部
			CD-R	2部
事業完了報告書 (技術協力作成資料を含む)	第2期契約履行期限末日	仏語	製本	7部
			CD-R	2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- （１）AMUGA 組織内の人員拡充計画
- （２）都市交通 ITS の段階的導入計画
- （３）交通データ収集・利用に関する指針
- （４）データプラットフォームの運用マニュアル
- （５）道路交通及び公共交通管理のための分析手法、システム運用及び管理手順に関するマニュアル
- （６）データプラットフォームを用いた交通解析マニュアル
- （７）パイロットプロジェクト報告書

３．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者

に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 業務従事者の従業計画／実績表
- (6) 貸与物品リスト
- (7) 支払計画
- (8) 打合簿取り交わし状況リスト

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	データプラットフォームの構築（ソフトウェア作成）	計測した交通量データを基に分析を行うシステム（サーバ本体を含む）	1式	定額計上
2	各種工事	データプラットフォームのサーバの設置・配線（サーバ本体は含まず）	1式	定額計上
3	交通量調査	パイロットプロジェクトの対象交差点での交通量調査	3回（3交差点）	定額計上

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	マイクロシミュレーションソフト	交通条件を任意に設定し交通シミュレーションを行い、交差点が連坦した区間の	1式	供与機材	定額計上

		交通流動の解析を行う			
2	画像解析ソフト	カメラ画像等からの交通量計測を行う	1式	供与機材	定額計上
3	GPS機器	Gbaka、Woro-woroにGPSを装着し追跡することによる運行把握を行う	400台	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名： コートジボワール共和国

案件名：（和名）大アビジャン圏持続的な統合型都市交通システム実現支援プロジェクト

（英名）Project for Supporting the Establishment of a Sustainable and Integrated Urban Transport System in Greater Abidjan

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における都市交通セクター／大アビジャン圏開発の現状・課題及び本事業の位置付け

コートジボワール共和国（以下、同国という）は、西アフリカのギニア湾岸に位置し、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）の約4割の経済規模を占める（2023年、UEMOA）、地域の中核的な国である。同国の中心都市であるアビジャンには、全人口の20%以上に当たる約630万人が居住し、国全体の経済活動の約80%が集中している（2022年、国家統計院）。また、隣国ブルキナファソの首都ワガドゥグへと至るアビジャン - ワガドゥグ回廊、およびナイジェリア最大の都市ラゴスにつながるアビジャン - ラゴス回廊の結節点としての役割も果たしている。

このようにアビジャンは、同国内のみならず地域の中心地であるが、年平均約4%で人口増加（国勢調査2014年と2021年の比較）している。また、近年の急速な都市化と人口増加に伴い都市圏の交通量が増大し、平均走行速度も2020年の28.2 km/hから2030年には19.3 km/hに低下することが予測されるなど、交通渋滞が深刻化の一途を辿っている。そのため、JICAは「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト（SDUGA）」において、アビジャンの都市交通マスタープランを策定し、続く「大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト（SDUGA2）」では、その交通マスタープランの改訂を行った。SDUGAでは複数の優先プロジェクトが提案されたが、これらの中から世界銀行がBRT（Bus Rapid Transit）東西線整備、フランスがMRT（Mass Rapid Transit）南北線整備の支援を決定し、これら大量輸送機関の導入が現在着々と進行している。しかしながら、今後も増大し続ける交通需要に対応するためには、かかるインフラ整備のみならず、データを利活用した効率的なインフラ計画・運用、交通需要マネジメントを含めた総合的な交通管理対策、路上交通の効率化及び公共交通の利便性の向上がますます求められるようになってきている。

同国政府は、「国家開発計画2021-2025」において、「アビジャン圏における都市内・都市間移動の向上を図るため、アビジャンの都市交通を所掌するアビジャン都市交通機構（以下、AMUGAという）の能力強化を推進する」こと、ならびに「都市交通改善のためにITS導入を図る」ことを重点施策として明記している。また、AMUGAの最新のアクションプラン（2023年～2025年）においても、都市交通改善のためのITS導入促進とともに、都市交通観測室によるデータの収集および利活用の促進が目標として掲げられている。

本事業は、かかる課題およびニーズを踏まえ、今後さらなる都市交通上の課題に的確に対処できるよう、交通データの利活用に関するAMUGAの能力向上を図る取り組みである。

（２）コートジボワール交通・都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方

針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対コートジボワール国別開発協力方針」（2023年9月）は、「持続的な経済成長の推進」を重点分野の一つとして位置付けており、「都市計画、都市交通インフラ、都市環境課題に係る協力を通じて、持続的なインフラの整備を進展し、西アフリカ成長の環の一部をなすコートジボワールにおいて運輸交通・電力・貿易円滑化等の回廊整備により地域統合を促進する」としている。

また、「JICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：都市・地域開発 まちづくりクラスター」では、開発途上国で進む急激な都市化による交通渋滞や大気汚染への対応として、公共交通を中心とした持続的なまちづくりを重点課題と位置づけている。

更にSDGs との関連性については、本事業を通じて大アビジャン圏における都市交通計画の着実な実施を支援することで、将来的な都市交通の改善及び交通渋滞の改善や大気汚染による環境上の悪影響の軽減にも資することから、ゴール 9（強靱なインフラの構築等）、11（包摂的、安全、強靱で持続可能な都市等の構築）、及び 13（気候変動への対策）に貢献すると考えられる。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行とフランス開発庁（以下AFDという）は、アビジャン都市モビリティプロジェクト（以下PMUAという）の中でBRT東西線の整備、SOTRA（バス運営公社）能力強化とフィーダー交通の再構築、ローカル交通の組織化を支援している。また、PMUAの中で公共交通の相互運用性向上（共通決済システムと運行管理・運行情報システム導入を含む）のための調査、SOTRAへの運行管理システムの導入、TOD（Transit Oriented Development）に係る調査も実施している。アフリカ開発銀行（以下AfDBという）が実施するアビジャン都市交通プロジェクト（以下PTUAという）の枠組みの中でも、道路管理庁（以下AGEROTUEという）を実施機関として89箇所の交差点の信号事業を実施予定である。この他、AFDがMRT南北線の整備を行う予定である。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、大アビジャン圏において、1) 都市交通管理体制にかかるAMUGAの段階的な強化方針の確定、2) 交通データの利活用にかかる体制の整備、および3) パイロットプロジェクトを通じて路上交通・公共交通の管理能力を強化することにより、AMUGAの都市交通管理能力の向上を図り、もって大アビジャン圏における路上交通の効率化及び公共交通の利便性向上に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

大アビジャン圏（4,110 km²、域内人口630万人：2022年国家統計院）

（３）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：AMUGA（約40人）

最終受益者：対象地域住民（約630万人）、通勤・通学者、および域外からの訪問者

（４）総事業費（日本側）※詳細計画策定調査を含む

4.1億円（予定）

(5) 事業実施期間

2026年1月～2028年12月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関： AMUGA

協力機関： 運輸省、AGEROUTE、SOTRA、DAA（アビジャン自治区）、BNETD（国家技術研究開発研究所）等を想定する。

* 協力機関はプロジェクト活動の内容に即して、都度、対応するワーキンググループに（招集を受け）参加する柔軟な体制とする

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 60 人月）：

- ・ ITS計画
- ・ 公共交通管理
- ・ 交通計画
- ・ 道路計画
- ・ データベース設計
- ・ 人材・組織強化
- ・ 広報／研修計画／モニタリング
- ・ ジェンダー／障がい者支援

② 本邦研修および／もしくは第三国研修

③ 機材供与：データプラットフォームのサーバー、シミュレーションソフト等

2) コートジボワール国側

① カウンターパートの配置

② 事務所スペース、必要なデータ・情報の提供、必要な ID カード、コートジボワール側の人件費とそれに付随する費用の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAは「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト（SDUGA）」（2013年～2014年）にてアビジャンの都市交通マスタープランを策定し、続く「大アビジャン圏都市開発マスタープラン実施促進プロジェクト（SDUGA2）」（2021年～2024年）で、同都市交通マスタープランを改訂した。また、SDUGA2ではパイロットプロジェクトとして、アビジャン圏内数か所にカメラを設置し、車種別の交通量を自動で収集した。つまり、本事業はSDUGAが支援したマスタープランを基礎としながら、且つパイロットプロジェクトで習得した交通量情報の収集及び分析の方法等を更に発展、強化させる取組みとなる。この観点において、我が国による援助活動の蓄積を活用して、効果的及び効率的に事業を実施するものである。

他方、本事業と同時期に実施する事業は計画されていないため、実施期間中に想定される連携活動は無い。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3)に記載のとおり、世界銀行とAFDによるPMUA、AfDBによるPTUAおよびAFDによるMRT南北線の整備が予定されており、本事業ではこれら事業との整合性を担保する。

特に本事業では交通データプラットフォームを構築するにあたっては、PTUAによって整備される89か所のスマート信号から得られるデータが重要なインプットデータとなる。そのため、PTUAはインフラ施設を担当し、本事業は同インフラ施設からのデータを都市交通管理に有効活用するという相互補完性および連携効果を有する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 : 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、交通混雑の緩和により温室効果ガスの排出削減に寄与し、気候変動緩和策に資する可能性がある。また、本事業は、交通渋滞緩和の観点から、温室効果ガスの排出を2030年までに30.41%削減するという同国のパリ協定に基づく自国が決定する貢献(NDC)における目標と整合するものである。

3) ジェンダー分類 : 【ジェンダー案件】 ■GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由>

調査にて、実施機関AMUGA組織内の女性の比率は約2割と高くないことが確認され、先方からも女性人員拡充のニーズも示されたことから、成果1で立案する「AMUGA組織内の必要人員の拡充計画」においては女性の雇用と職業訓練の機会の増加の促進を図り、AMUGA内の女性職員の雇用割合について具体的な目標数値を定めることとし、同成果の指標として「ジェンダーバランスも踏まえた組織拡充計画がAMUGAの組織ロードマップに反映されている、または戦略評議会で承認される」を設定しているため。なお、女性が利用しやすい都市交通インフラ整備の重要性も確認されており、成果3においてAMUGAにてデータプラットフォームを構築し交通データを収集する際には、性別の項目についても収集、性差分析をし、コートジボワール国におけるジェンダーも含めた公共交通管理改善のための提言実施する他、各種会議への女性参加率の目標を30%以上とする。

(10) その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

大アビジャン圏において、路上交通の効率化及び公共交通の利便性が向上する

指標及び目標値：

1. アビジャン自治区内において公共交通手段（バス、ミニバス、BRT）のアクセシビリティが向上している
2. 旅行速度が改善もしくは維持されている

（*上記指標1および2はプロジェクト終了時との比較）

(2) プロジェクト目標：

交通データの利活用を通じた都市交通管理にかかるAMUGAの能力が向上する

指標及び目標値：

1. データプラットフォームを活用してAMUGAが交通の現状（ボトルネック等）を分析し、必要な施策を提案できる。
2. パイロットプロジェクトの手法がAMUGAにより他のエリアに展開される
3. パイロットプロジェクトで得られた知見や技術メニューがITS段階的導入計画に反映される

(3) 成果

成果1： AMUGAによる都市交通管理体制の段階的な強化方針が示される

成果2： 交通データの利活用にかかる体制が整備される

成果3： パイロットプロジェクトの実施を通じて、路上交通・公共交通の管理能力が向上する

(4) 活動

成果1に対して

- 1-1 AMUGA及び関係組織の組織業務の整理（法制度のレビュー及び改善提案を含む）
- 1-2 本邦研修/第三国研修を通じて都市交通規制官庁の業務、組織体制及び先進技術の習得
- 1-3 AMUGA組織内の必要人員の拡充計画の立案
- 1-4 既存計画及び実施中プロジェクトを踏まえ、都市交通ITSの段階的導入計画の策定

成果2に対して

- 2-1 都市交通観測室の人的・技術的・運用能力の評価を踏まえたタスク、人員配置の提案
- 2-2 交通データの収集・利用に関する指針の作成、データの入手
- 2-3 データプラットフォームの全体の基本設計（収集・保存・処理・配信）、開発
- 2-4 データプラットフォームの運用マニュアルの整備、操作・運用・管理にかかるOJTの実施、拡張に関する課題・留意事項について、都市交通ITSの段階的導入計画に対するフィードバック

成果3に対して

- 3-1 データプラットフォームと収集データを活用した分析手法にかかるOJTの実施、モニタリング・交通管理施策策定に関する研修・セミナーの実施。

- 3-2 既存データ、新たなデータ収取の可能性、データ観測設備及び関係機関の協力可能性を踏まえたパイロットプロジェクトの選定⁶、計画の策定、実施、結果のレビュー
- 3-3 上記の活動を踏まえた路上交通・公共交通管理に関する分析手法、システム運用、管理マニュアルの作成、講義
- 3-4 パイロットプロジェクト結果を踏まえた路上交通・公共交通管理改善のための提言

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

なし

(2) 外部条件

現地治安状況悪化等による厳しい渡航制限他事業実施に係る制限が発生しない

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

フィリピン「メトロマニラ総合交通管理計画策定プロジェクト」(2018年-2022年)のファイナルレポートから、マニラ首都圏を構成する地方行政府(Local Government Units、以下「LGUs」という)の積極参加を促し、マニラ首都圏開発庁(Metropolitan Manila Development Authority、以下「MMDA」という)とLGUsの職員との合同研修や共同作業を行った。プロジェクトの場をLGUs間の情報共有の場として活用してもらうことで、結果としてMMDAとLGUsの職員のデータベース・GIS等の活用能力向上の主要効果の他にもLGUs間で異なっていた交通違反切符の統一化を果たすまでの副次効果も生まれた。このように、首都圏の構成員である地方行政府を巻き込むことの重要性及び有効性が教訓として得られたことを受けて、本事業においてもアビジャン自治区行政府との協同作業を積極的に取り入れる。

以 上

⁶ パイロットプロジェクトとしては案として①ある地区におけるGbaka、woro-woroにGPSを装着し追跡することによる運行把握、②運輸省の路上カメラを活用しAI技術による路上交通把握、③AGEROUTEの89交差点より共有されるデータによる信号現示や交通施策等を想定しているが実施機関と協議の上、確定する予定。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：交通管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：コートジボワール国及び全途上国

② 語学能力：英語（仏語ができることが望ましい。）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は、2026年1月～2029年4月までの39か月間実施し、業務開始後1か月を目途にワークプランを、6か月毎にモニタリングレポートを、契約履行期限末日までに業務完了報告書及び事業完了報告書を提出する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途 約60.00人月

本邦研修に関する業務人月1.9を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。

なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、ITS計画の専門性を持つ従事者を含めてください。

2）渡航回数の目途 延べ57回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- データプラットフォームの構築（ソフトウェア作成）
- 各種工事（データプラットフォームのサーバの設置・配線）
- 交通量調査

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 本プロジェクトの要請書
- コートジボワール国「大アビジャン圏持続的な統合型都市交通システム実現支援プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（抜粋）
- コートジボワール国「アビジャン・スマートシティ構想のためのインフラ基盤整備にかかる情報収集・確認調査」（2024年4月）
- AMUGA アクションプラン「TECHNOLOGICAL MASTER FOR PLAN MOBILITY IN GREATER ABIDJAN」

➤ セネガル国 CETUD のデータプラットフォームに関する情報

2) 公開資料

- The project for the operationalization of urban master plan in Greater Abidjan: final report
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_515_12386686.html
- 国別ジェンダー情報整備調査コートジボワール国
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12121869.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無（C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メール言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は仏語です。）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

↓

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

354,397,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（37,279,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	第三国研修航空 賃	第2章特記仕様 書(案)第4条業 務の内容 2 (1) ①	2,400,000円	航空賃	一般業務費
2	第三国研修宿泊 費、日当	第2章特記仕様 書(案)第4条業 務の内容 2 (1) ①	3,600,000円	日当・宿泊費	一般業務費
3	マイクロシミュ	第2章特記仕様	3,500,000円	交通条件を任意	機材費

	レーションソフト	書（案）第4条業務の内容 2 （1）③		に設定し交通シミュレーションを行い、交差点が連坦した区間の交通流動の解析を行う	
4	画像解析ソフト	第2章特記仕様書（案）第4条業務の内容 2 （1）③	3,500,000円	カメラ画像等からの交通量計測を行うソフトの費用	機材費
5	GPS機器	第2章特記仕様書（案）第4条業務の内容 2 （1）③	4,000,000円	Gbaka、WoroworoにGPSを装着し追跡することによる運行把握を行う	機材費
6	データプラットフォームの構築	第2章特記仕様書（案）第4条業務の内容 2 （1）②	10,000,000円	計測した交通量データを基に分析を行うシステム（サーバ本体を含む）費用	再委託
7	各種工事	第2章特記仕様書（案）第4条業務の内容 2 （1）②	2,000,000円	データダッシュボードのサーバの設置・配線（サーバ本体は含まず）費用	再委託
8	交通量調査	第2章特記仕様書（案）第4条業務の内容 2 （1）③	1,500,000円 （500,000円 ×3箇所を想定）	パイロットプロジェクトの対象交差点での交通量調査に係る費用	再委託
9	（別契約となる）本邦研修にかかる経費	第2章特記仕様書（案）第4条業務の内容 2 （1）①	6,779,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同	報酬 国内業務費

				行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費997,700円） 回数：1回	
--	--	--	--	--	--

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（９）その他留意事項

コートジボワール国内（アビジャン市内のみ）における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律20,900円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

本件ではアビジャン市内のみでの業務を想定しています。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)